

令和6年 第1回

毛呂山町農業委員会会議録

開 催 月 日	令和6年1月25日（木）					
開 催 場 所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後3時00分					
会 長	初野 健一					
委 員 出 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
	6	小川 收一	出			

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：西大久保 計 2,978 m²
権利の種類：所有権

議案第1号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 436 m²
権利の種類：賃貸借権

日程第4 議案第4号番号1 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：旭台 514 m²
権利の種類：使用貸借権（1年間）

議案第4号番号2 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：箕和田 1,121 m²
権利の種類：賃貸借権（5年間）

議長	(開会挨拶) それでは令和6年第1回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議長	◎日程第1 会議録署名委員の指名 会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは会議録署名委員に5番、6番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。 ◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	前もって事務局に頼んで調べてもらったことがあると思いますが発表をお願いします。

事務局	まず1つ目に今回の申請人が固定資産税をしっかりと払っている方なのかという質問を頂いたので、事務局で税務課の納税係に申請者が所有している筆の支払い状況を確認させていただきましたが、特段、問題等はなくしっかりと払われていました。
事務局	2つ目に水道関係の話ですが、今回、井戸水をホルモン屋で使用する計画ですが、そもそも井戸水を飲食店で使うことができるのかというところにつきましては、保健所の審査を通せば井戸水を使用することができます。そしてご質問のあった「井戸水を使えない場合はどうするのか」ですが、こちらについては9月頃、事務局が申請者・代理人に質問をしておりまして、その時の回答はもし使えなかった場合は上水、水道水を引っ張ってくるという回答でした。
事務局	最後に申請者の住所についてですが、申請者の住所が〇〇の〇〇になっているますが、〇〇に〇〇というところがありその隣に〇〇のご自宅があります。
委員	住民票はとりましたか？
事務局	住所については〇〇の全部事項証明書を今年に入って取って頂きました。そちらの住所が〇〇になっております。こちらについては写真を配布させていただきますので、委員さんの中で順番に見て頂ければと思います。
委員	譲受人の〇〇の住所はどういう住所になりますか？
事務教	この住所は〇〇の〇〇の場所がこの住所になっております。なぜこのようになっているのかですが6～7年は〇〇が〇〇をやっていたらしいですが、その後、現在の〇〇に店舗を貸したので、このようになっています。
委員	〇〇の住所ではないってことですか？
委員	書類に誤りがあるってことが1点はいりましたよねこれでね。今、地図見せてもらいましたが、〇〇ですか？これはなんか人手に渡ってしまって、実際に住んでいるかどうかと言うのは地区の人に聞きましたけど、住んでいるかわからないって言われて、〇〇も固定電話がなく

	て昭和４８年からやってきて固定電話が無いってことは信用できないです。
委員	固定電話があるかどうかは関係ないと思います。
委員	ホームページに業務内容等が書いてないです。
事務局	いろいろなご心配を頂きまして、通常は申請人に役場に来てもらうこととかはないのですが、２回ほど来ていただきました。印象としては物腰も柔らかく紳士的な方という印象でした。そして、今日の総会にも是非参加して自分から説明したいとのことでしたが２４・２５・２６日で県外出張が入ってしまい、先方とも調整して頂きましたが実現することができませんでした。このやりとりをしている間にも様々なことを追加で質問させて頂きました。まず〇〇の実態ですが、写真を見てもらいましたが、〇〇のちょっと先に〇〇という〇〇を〇〇したり〇〇をしている建物がございます。隣にあるのが申請者の自宅になります。そして〇〇をメインでやられているのは〇〇の〇〇で〇〇もやっているとのことです。使用人もお二人ほどいるそうです。他にも写真がついていると思いますが、周辺にある倉庫のような建物は全て〇〇の所有であり、現在も企業さんにお貸ししているとのこと。
委員	住所の件は承知しました。
委員	法人が購入するのであれば、申請者の住所は法人が登記されている住所になるのではないですか。
事務局	申請者の法人登記の住所は今回の申請者の住所と同じになります。
委員	資料の３ページですが申請者のホームページに業務内容が書いてないです。なにをやっているのかなど、長年、４０年近くやっているとのことですが全くでてきません。また〇〇の場所ではこうやってことをやっている実績とかは無いんですよ。また、〇〇の方も付近の人に聞いたら「この会社はとっくに潰れたんで〇〇はいない」等聞きました。全てを鵜呑みにするわけでは無いんですが、その点が１つ。 また４ページ目の飲食店を経営する人の経歴がのところですが、私が保健所に確認を取りまして、そしたら井戸水を飲食店で使うには５１項目

	ほどの審査があるとのこと。計画地から〇〇ほど離れた、現在は無い〇〇から、一部、有害物質が漏れて3~4年前役場や保健所から井戸水を使わないようにと言われてました。また、似たような問い合わせが保健所に1回あったとのことでした。 こういったことがあってよく作文されていますね、この作文は鵜呑みにできないですね、この作文を書いた人はうまい人ですね。12月に局長から書類がそろっていると許可せざるを得ない、訴訟になると言われましたが、我々に対して脅しになるようなことを申し上げましたが、局長は脅かしでは無いと言っていました、私は脅かしととりましますと言いましたが、よく書いてあると思いますが私は書類の不備だと思います。 それでいいです。そしてこの税金の件も平成23年に許可になって〇〇はいつからか雑種地を持っていると思いますが、最近の税金を納めているか、いつから税金を納めているんですか？
事務局	まず業種についてですが、謄本をお配りさせていただきますが、下段に業務内容が書いてありますが、木製家具の輸入、製造及び販売、店舗及び住宅の内装工事、日用品の販売、飲食店の経営、建築工事一式、不動産の売買、賃貸、管理、損害保険代理店業務等多岐にわたって取り組んでおります。
委員	私も調べて見ましたが、申請者のホームページが2つあるのですが、そのうちの1つに書いてありましたね。
事務局	簡単にいうと手広くやっている方です。
委員	よくわからないんですけど、税金の問題と上水の問題と現住所の問題があるのですか？この3つが解決すれば問題ないのですか？
事務局	〇〇委員からその質問を受けています。
委員	局長から当日、〇〇が来れなくても代理人がくると聞いていますが。
事務局	今日はお呼びしていません。〇〇委員の聞きたい内容が申請内容等ではなく申請人の様子かなと言うことで、農転の代理人に申請人の営業形態等を質問しても難しいと思うのでお呼びしていません。

委員	私に代理人が出席すると話した事は訂正にあたるということですか
事務局	そういったお話しがあったかもしれないですが。
委員	あったかも知じやなくてありました。
事務局	一番は〇〇に総会に来ていただいて回答してもらうことですが、調整しても不可能だったため、なるべく事務局で〇〇に質問をして回答をさせていただいている次第です。 次の質問に答えます。水道の件ですが、私も検査にひっかかると思います。それを前提に水道の工事を考えておられます。水道の見積もりも800万～900万円くらいで概算ですが計算をされております。そして〇〇の事業形態ですとこの資金を準備できるものと考えております。 次に税金の件ですが、〇〇委員の言葉そのまま聞いたわけでは無いですが、〇〇は滞納とかはなく、また言葉が悪いですが問題のある方なのかも知質問したのですが特にそういった事は無いとのことです。
委員	税金の件は〇〇に聞いたのですか？〇〇ですか？
事務局	毛呂山の土地になりますので毛呂山町の税務課です。
委員	この件については書類がそろっているようないないようですが、不審な点があり末恐ろしいので、決を採る前に私は反対します。議事録に残してください。
議長	反対の理由は何ですか？
委員	去年の2月に取り下げをして、まちづくり整備課はこの計画を知っているのか、7月に取り下げをしたのに県道の工事にでて私が止めました。これらのことから不信感があり私は反対します。
議長	他に質問のある方はいますか？
議長	議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。

議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(賛成多数)
議長	賛成多数でございます。議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	この土地は市街化区域ですか？調整区域ですが？あと賃貸借の期間はどのくらいになりますか？また賃貸借の金額等わかれば教えてください。
事務局	まず、この土地は市街化調整区域になります。そして賃貸借の期間は20年間になります。また賃貸の費用については、××万円と伺っております。
議長	議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第4 議案第2号 議案第2号番号1 農用地利用集積計画の決定について、事務局に説明を求めます。

事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	この案件の現場を見てきましたが、畑をやるには良い土地だけど、この〇〇は〇〇でイチゴをやっている〇〇の〇〇さんですよね。〇〇から来たのと違うんですか？〇〇でイチゴをやってらっしゃる〇〇の〇〇で〇〇から引き上げて来られて〇〇に住んでいる人とは違うんですか？
事務局	そこまでは調べていませんが、〇〇の住所は確かに〇〇なのでもしかするとおっしゃるとおりかもしれません。
委員	調べてないんですか？〇〇と〇〇は〇〇の関係だけどあんまり仲良くはないと聞いています。この人がスナックエンドウをやるというのは調べて聞いてはいるんですけど、そこまで事務局は調べてないんですね。一応、私の情報からいくと〇〇の〇〇の関係だと聞いています。
議長	議案第２号番号１農用地利用集積計画の決定について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第２号番号１農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第２号番号２農用地利用集積計画の決定について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	農地の現況確認帳の中の利用状況の中で管理中と耕作中というのはわかるんですが、休耕中とはなんですか？

事務局	まず、この現況確認を行ったのは1月16日になります。事務局の方で現地を確認させていただきました。まず、耕作中ですが耕作を行っている状況です。管理中というのは雑草等をしっかりと刈ってある状況です。休耕中というのは管理をされていない状態になります。補足になりますが昨日、事務局で現地を確認させていただきまして、この休耕中となっているところは3筆とも雑草が刈られていました。
委員	この8番の管理中というのはこれから申請人が借りる農地になりますよね、これから借りる農地を書くことはできるんですか？
事務局	これまでの案件、それこそ先ほどの案件の時も入れさせていただいてます。私も前例踏襲でやっていたためこのような表現になっています。
委員	だとしたらここに含まれるのは少しおかしいですね。
委員	借りる農地は本来は書けないですね。
委員	農業経営状況調査表の経営面積が9、777㎡、28ページでは10、363㎡、29ページでは9、242㎡と書いてありますが、全部数字が違いますけどどうですか？
事務局	委員の皆様にはわかりづらい資料となっております申し訳ありません。今後、改善ができるように取り組みます。
議長	議案第2号番号2農用地利用集積計画の決定について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第2号番号2農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	その他でなにかございますでしょうか？

委員	1 2 月の案件で〇〇の案件を 1 月にやるという話になっていましたが、また〇〇の案件でアポを取ったけど忙しくてとれなくて、質問書を私が出したんですけど、どうになりましたか。
事務局	まず〇〇の件ですが〇〇の〇〇さんという方なのですが、是非この場で説明をしたいとのことでしたが「本日は〇〇に出張していきまして都合がつかない」とのことでしたので、来月ならば調整がつくかもしれないので、持ち越しということにさせていただきました。また、農業委員さんに心配されていることとお話ししましたら、もしかしたら申請地を変えるかもしれないというお話しもちらっとできました。 〇〇の件は前回ちらっとお話ししましたが、あくまで弁護士さんの見解ですが、許可がでている案件については非常に好ましくないというご意見を頂いた中で、〇〇委員にお返ししたと思いますが、質問内容は〇〇と〇〇ではほぼほぼ内容が一緒だというお話しもいただきましたので、今度〇〇が来たときにやりとりをしていただくのが一番適切な処理の仕方かなと判断したので本日は〇〇からのやりとりはさせておりません。
委員	弁護士さんまで入れる案件なのか今ここで質問したことを発表します。 1 番、理由書の中で箕和田地内と書いてありますがこれは西戸の間違いでは無いですか？ 2 番、トラクター 1 台・軽トラ 1 台・耕運機 1 台これらを後ほど揃えると揃えたのか。 3 番、農地の労働力を〇〇が 1 5 0 日これをやる方が私がアポをとっても面会してくれない。 4 番、地元の農家の名前を教えてほしい。 5 番、あなたの〇〇は〇〇をどのように処理しているのか教えてほしい。 6 番、当地区内で令和 5 年 6 ～ 7 月において〇〇の関係で県の環境衛生が手入れを行ったのですがどのように考えているのか。 7 番、解除条件付き賃貸借ということですが、誰が解除をするのですか、貸主なのか借主なのか、農業委員会なのかそれを聞きたいと 7 項目聞きましたが、弁護士さんをいれる案件ですか。
事務局	我々公務員は常に法に則って適正な処理をしないと皆様含めて行わないといけないそういった立場です。これを行う中でどうなのかなと疑問に思ったことは、弁護士さんや司法書士さんに確認を取りながら手続きを行っております。そういった中で弁護士さんからそのような意見を頂きましたので今回のような対応を取らせていただいております。そして、今、〇〇委員から質問のあった内容は〇〇が来たときにお答えしてもら

	おうと考えております。
委員	〇〇は来るけど〇〇は来ないんでしょ。それで16日に私が午前中に局長と会って〇〇と話すって事で来ましたが〇〇は来てなくて、そして弁護士さんがどうのこうのって言われて、どうして弁護士さんが出てくるのかわからないけど9日に局長から電話が来たから16日に来たのにどうして〇〇がいないのか。
事務局	それは〇〇です。〇〇は許可が出てしまっているんで、許可が出ていることについていうのはいかなものかということ。
委員	それを言っているんです。許可を出してからでは遅いから今話しているんです。さっきの〇〇の〇〇の件もそうですが、出してからでは遅いって言いましたよね。だからアポを取ったのに〇〇の中とか聞き取り調査とかしてくれなかったじゃないですか。最終的に地元の協力者とか産業廃棄物の件とかはどうしても弁護士を入れないといけない案件ですかね？
事務局	〇〇委員のおっしゃることはよくわかります。私のほうからざっくりと様子をお話しをさせていただきますと、今時の企業ですからコンプライアンス違反をするようなことは絶対にしません。なぜならば企業の存続に関わるからです。そういう気概をもって会社を経営されておりますから、まずはそういう姿勢でどちらもやられております。そのあたりは聞いた話ですと松山環境事務所と調整やすりあわせを十分に行っているとそういったお話しは聞いております。そういった中でのお話になります。また、現在、論点が農業委員会が審議する内容から大変失礼ですが、ずれてしまっているのかなというところがございまして、用は、委員が心配されている事って言うのは環境衛生の問題じゃないですか、それは農業委員会の権限を越えちゃう件になります。権限違反というのは失礼ですが、我々公務員というのは権限が決まっているところの中でのそういった議論は構いませんけど、そういった権限を越えた中での議論は非常に好ましくないというアドバイスも頂いています。
委員	地元の農家とかの件は農業委員会の権限の中になりますよね。
事務局	そうなります。なので〇〇から説明をいただくことになっており

	ます。しかし、地元の農家の名前も勝手にだして良いのかということにもなります。地元の農家に被害が出るようなことになってはいけないので。
委員	なんか納得いかないけど。
委員	理由書の中では地元の農家というのは決まっていらないということになっていますよね。
委員	とりあえず総会に来てもらう事になっているんですよね？
事務局	調整はしておりますが相手も忙しい方なので。
議長	他にありますか？
事務局	皆様の机の上に3点配布物があると思いますが、1点目が源泉徴収票になります。皆様の報酬のものになります。2点目が農業新聞の領収証こちらは定期的にお配りしているものです。最後になりますが、皆様もご存じのとおり1月1日に発生しました能登半島地震の義援金の案内が農業会議から来ております。そのため皆様のご意向を伺えればと思いますがいかがでしょうか。
委員	農業委員会の中で事務局に預けているお金の中から募金するのはいかがですか？
議長	今このような意見が出ましたが、個人ではなく毛呂山町農業委員会として1人あたり××円の募金をしてもらうことでよろしいですか？
委員	異議無し
事務局	11人で合計××円を募金しても積立金に余裕はございますので、募金させていただきます。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和6年第1回農業委員会総会を閉会いたします。